

(検査証の有効期間)

第九条 検査証の有効期間は、一年とする。

2 前項の規定にかかわらず、製造検査又は使用検査を受けた後設置されていないゴンドラについて、その間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、当該ゴンドラの検査証の有効期間を製造検査又は使用検査の日から起算して二年を超える、かつ、当該ゴンドラを設置した日から起算して一年を超えない範囲内で延長することができる。

(設置届)

第十条 事業者は、ゴンドラを設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、ゴンドラ設置届(様式第十号)にゴンドラ明細書(製造検査済又は使用検査済の印を押したものの)、ゴンドラ検査証及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 ゴンドラの組立図

二 据え付ける箇所の周囲の状況

三 固定方法

第三章 使用及び就業

(使用の制限)

第十二条 事業者は、ゴンドラについては、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準(ゴンドラの構造に係る部分に限る。)に適合するものでなければ使用してはならない。

(特別の教育)

第十三条 事業者は、ゴンドラの操作の業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行なわなければならない。

2 前項の特別の教育は、次の科目について行なわなければならない。

一 ゴンドラに関する知識

二 ゴンドラの操作のために必要な電気に関する知識

三 関係法令

四 ゴンドラの操作のための合図

五 ゴンドラの操作のための合図

第三章 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。第十七条第一項において「安衛則」という。)第三十七条及び第三十八条並びに前

二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に
関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
(過負荷の制限)

第十三条 事業者は、ゴンドラにその積載荷重を
こえる荷重をかけて使用してはならない。

第十四条 事業者は、ゴンドラの作業床の上で、
脚立、はしご等を使用して労働者に作業させては
ならない。

(操作位置からの離脱の禁止)

第十五条 事業者は、ゴンドラの操作を行なう者
を、該当ゴンドラが使用されている間は、操作
位置から離れさせてはならない。

2 前項の操作を行なう者は、ゴンドラが使用さ
れている間は、操作位置を離れてはならない。
(操作の合図)

第十六条 事業者は、ゴンドラを使用して作業を行なうときは、ゴンドラの操作について一定の
合図を定め、合図を行なう者を指名して、その
者に合図を行なわせなければならない。ただし、
し、ゴンドラを操作する者に単独で作業を行な
わせるときは、この限りでない。

2 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事
するときは、同項の合図を行なわなければなら
ない。

3 ゴンドラを使用する作業に従事する労働者
は、第一項の合図に従わなければならぬ。

(要求性能墜落制止用器具等)

第十七条 事業者は、ゴンドラの作業床において
作業を行うときは、当該作業を行なう労働者に要
求性能墜落制止用器具（安衛則第百三十条の五
第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をい
う。）その他命綱（以下この条において「要
求性能墜落制止用器具等」という。）を使用させ
なければならない。

2 つり下げるためのワイヤロープが一本である
ゴンドラにあつては、前項の要求性能墜落制止
用器具等は当該ゴンドラ以外のものに取り付け
なければならない。

3 労働者は、第一項の場合において、要求性能
墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、
これを使用しなければならない。
(立入禁止)

第十八条 事業者は、ゴンドラを使用して作業を
行つている箇所の下方に關係者以外の者がみだり
に立ち入ることについて、禁止する旨を見や
すい箇所に表示することその他の方法により禁
止を示す。

第二十一条	事業者は、ゴンドラについて作業を行なう場所については、当該作業を安全に行なうため必要な照度を保持しなければならない。	第十九条	事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、ゴンドラを使用する作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行なつてはならない。	(悪天候時の作業禁止)			
第二十二条	事業者は、ゴンドラについて、一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならぬ。ただし、一ヶ月をこえる期間使用しないゴンドラの当該使用しない期間においては、この限りでない。	第四章	定期自主検査等	(定期自主検査)			
第一項	一　巻過防止装置その他の安全装置、ブレーキ及び制御装置の異常の有無 二　昇りよう、アーム及び作業床の損傷の有無 三　昇降装置、配線及び配電盤の異常の有無	第二項	事業者は、前項ただし書のゴンドラについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。	第三項	事業者は、前二項の自主検査を行なつたときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。	第四項	(作業開始前の点検)
第一項	事業者は、ゴンドラを使用して作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行なわなければならぬ。	第二項	一　ワイヤロープ及び緊結金具類の損傷及び腐食の状態 二　手すり等の取りはずし及び脱落の有無 三　突りよう、昇降装置等とワイヤロープとの取付け部の状態及びライフラインの取付け部の状態	第三項	事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候の後において、ゴンドラを使用して作業を行なうと	第四項	一　巻過防止装置その他の安全装置、ブレーキ及び制御装置の機能 二　昇降装置の歯止めの機能

第二十三条 事業者は、前二条の自主検査又は点検を行なつた場合において、異常を認めたときは、号及び第六号に掲げる事項について点検を行なわなければならない。

(補修)

第五章 性能検査

第二十四条 ゴンドラに係る性能検査においては、ゴンドラの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

2 第四条第三項の規定は、前項の荷重試験について準用する。

(性能検査の申請等)

第二十五条 ゴンドラに係る性能検査（法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うものに限る）を受けようとする者は、ゴンドラ性能検査申請書（様式第十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(性能検査を受ける場合の措置)

第二十六条 第五条の規定は、前条のゴンドラに係る性能検査について準用する。この場合において、第五条第二項中「所轄都道府県労働局長」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(検査証の有効期間の更新)

第二十七条 登録性能検査機関（法第四十一条第二項に規定する登録性能検査機関をいう。）は、ゴンドラに係る性能検査に合格したゴンドラについて、ゴンドラ検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により一年未満の期間を定めて有効期間を更新することができる。

(労働基準監督署長が性能検査の業務を行う場合における規定の適用)

第二十七条の二 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長がゴンドラに係る性能検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における前条の規定の適用については、同条中「登録性能検査機関」とあるのは、「所轄労働基準監督署長又は登録性能検査機関」とする。

第六章 変更、休止、廃止等

(変更届)

第二十八条 事業者は、ゴンドラについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、ゴンドラ(様式第十二号)にゴンドラ検査証及び変更しようとする部分(第五号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 作業床

二 アームその他の構造部分

三 昇降装置

四 ブレーキ又は制御装置

五 ワイヤロープ

六 固定方法

七 ブレーキ又は制御装置

八 昇降装置

九 ワイヤロープ

十 固定方法

十一 ブレーキ又は制御装置

十二 昇降装置

十三 ワイヤロープ

十四 固定方法

十五 ブレーキ又は制御装置

十六 昇降装置

十七 ワイヤロープ

十八 固定方法

十九 ブレーキ又は制御装置

二十 昇降装置

二十一 ワイヤロープ

二十二 固定方法

二十三 ブレーキ又は制御装置

二十四 昇降装置

二十五 ワイヤロープ

二十六 固定方法

二十七 ブレーキ又は制御装置

二十八 昇降装置

二十九 ワイヤロープ

三十 固定方法

三十一 ブレーキ又は制御装置

三十二 昇降装置

三十三 ワイヤロープ

三十四 固定方法

三十五 ブレーキ又は制御装置

三十六 昇降装置

三十七 ワイヤロープ

三十八 固定方法

三十九 ブレーキ又は制御装置

四十 昇降装置

四十一 ワイヤロープ

四十二 固定方法

四十三 ブレーキ又は制御装置

四十四 昇降装置

四十五 ワイヤロープ

四十六 固定方法

四十七 ブレーキ又は制御装置

四十八 昇降装置

四十九 ワイヤロープ

五十 固定方法

五十一 ブレーキ又は制御装置

五十二 昇降装置

五十三 ワイヤロープ

五十四 固定方法

五十五 ブレーキ又は制御装置

五十六 昇降装置

五十七 ワイヤロープ

五十八 固定方法

五十九 ブレーキ又は制御装置

六十 昇降装置

六十一 ワイヤロープ

六十二 固定方法

六十三 ブレーキ又は制御装置

六十四 昇降装置

六十五 ワイヤロープ

六十六 固定方法

六十七 ブレーキ又は制御装置

六十八 昇降装置

六十九 ワイヤロープ

七十 固定方法

七十一 ブレーキ又は制御装置

七十二 昇降装置

七十三 ワイヤロープ

七十四 固定方法

七十五 ブレーキ又は制御装置

七十六 昇降装置

七十七 ワイヤロープ

七十八 固定方法

七十九 ブレーキ又は制御装置

八十 昇降装置

八十一 ワイヤロープ

八十二 固定方法

八十三 ブレーキ又は制御装置

八十四 昇降装置

八十五 ワイヤロープ

八十六 固定方法

八十七 ブレーキ又は制御装置

八十八 昇降装置

八十九 ワイヤロープ

九十 固定方法

九十一 ブレーキ又は制御装置

九十二 昇降装置

九十三 ワイヤロープ

九十四 固定方法

九十五 ブレーキ又は制御装置

九十六 昇降装置

九十七 ワイヤロープ

九十八 固定方法

九十九 ブレーキ又は制御装置

一百 昇降装置

一百零一 ワイヤロープ

一百零二 固定方法

一百零三 ブレーキ又は制御装置

一百零四 昇降装置

一百零五 ワイヤロープ

一百零六 固定方法

一百零七 ブレーキ又は制御装置

一百零八 昇降装置

一百零九 ワイヤロープ

一百一〇 固定方法

一百一一 ブレーキ又は制御装置

一百一二 昇降装置

一百一三 ワイヤロープ

一百一四 固定方法

一百一五 ブレーキ又は制御装置

一百一六 昇降装置

一百一七 ワイヤロープ

一百一八 固定方法

一百一九 ブレーキ又は制御装置

一百二十 昇降装置

一百二十一 ワイヤロープ

一百二十二 固定方法

一百二十三 ブレーキ又は制御装置

一百二十四 昇降装置

一百二十五 ワイヤロープ

一百二十六 固定方法

一百二十七 ブレーキ又は制御装置

一百二十八 昇降装置

一百二十九 ワイヤロープ

一百三十 固定方法

一百三十一 ブレーキ又は制御装置

一百三十二 昇降装置

一百三十三 ワイヤロープ

一百三十四 固定方法

一百三十五 ブレーキ又は制御装置

一百三十六 昇降装置

一百三十七 ワイヤロープ

一百三十八 固定方法

一百三十九 ブレーキ又は制御装置

一百四十 昇降装置

一百四十一 ワイヤロープ

一百四十二 固定方法

一百四十三 ブレーキ又は制御装置

一百四十四 昇降装置

一百四十五 ワイヤロープ

一百四十六 固定方法

一百四十七 ブレーキ又は制御装置

一百四十八 昇降装置

一百四十九 ワイヤロープ

一百五十 固定方法

一百五十一 ブレーキ又は制御装置

一百五十二 昇降装置

一百五十三 ワイヤロープ

一百五十四 固定方法

一百五十五 ブレーキ又は制御装置

一百五十六 昇降装置

一百五十七 ワイヤロープ

一百五十八 固定方法

一百五十九 ブレーキ又は制御装置

一百六十 昇降装置

一百六十一 ワイヤロープ

一百六十二 固定方法

一百六十三 ブレーキ又は制御装置

一百六十四 昇降装置

一百六十五 ワイヤロープ

一百六十六 固定方法

一百六十七 ブレーキ又は制御装置

一百六十八 昇降装置

一百六十九 ワイヤロープ

一百七十 固定方法

一百七十一 ブレーキ又は制御装置

一百七十二 昇降装置

一百七十三 ワイヤロープ

一百七十四 固定方法

一百七十五 ブレーキ又は制御装置

一百七十六 昇降装置

一百七十七 ワイヤロープ

一百七十八 固定方法

一百七十九 ブレーキ又は制御装置

一百八十 昇降装置

一百八十一 ワイヤロープ

一百八十二 固定方法

一百八十三 ブレーキ又は制御装置

一百八十四 昇降装置

一百八十五 ワイヤロープ

一百八十六 固定方法

一百八十七 ブレーキ又は制御装置

一百八十八 昇降装置

一百八十九 ワイヤロープ

一百九十 固定方法

一百九十一 ブレーキ又は制御装置

一百九十二 昇降装置

一百九十三 ワイヤロープ

一百九十四 固定方法

一百九十五 ブレーキ又は制御装置

一百九十六 昇降装置

一百九十七 ワイヤロープ

一百九十八 固定方法

一百九十九 ブレーキ又は制御装置

一百二十 昇降装置

一百二十一 ワイヤロープ

一百二十二 固定方法

一百二十三 ブレーキ又は制御装置

一百二十四 昇降装置

一百二十五 ワイヤロープ

一百二十六 固定方法

一百二十七 ブレーキ又は制御装置

一百二十八 昇降装置

一百二十九 ワイヤロープ

一百三十 固定方法

一百三十一 ブレーキ又は制御装置

一百三十二 昇降装置

一百三十三 ワイヤロープ

一百三十四 固定方法

一百三十五 ブレーキ又は制御装置

一百三十六 昇降装置

一百三十七 ワイヤロープ

一百三十八 固定方法

一百三十九 ブレーキ又は制御装置

一百四十 昇降装置

一百四十一 ワイヤロープ

一百四十二 固定方法

一百四十三 ブレーキ又は制御装置

一百四十四 昇降装置

一百四十五 ワイヤロープ

一百四十六 固定方法

一百四十七 ブレーキ又は制御装置

一百四十八 昇降装置

一百四十九 ワイヤロープ

一百五十 固定方法

一百五十一 ブレーキ又は制御装置

一百五十二 昇降装置

一百五十三 ワイヤロープ

一百五十四 固定方法

一百五十五 ブレーキ又は制御装置

一百五十六 昇降装置

一百五十七 ワイヤロープ

一百五十八 固定方法

一百五十九 ブレーキ又は制御装置

一百六十 昇降装置

一百六十一 ワイヤロープ

一百六十二 固定方法

一百六十三 ブレーキ又は制御装置

一百六十四 昇降装置

一百六十五 ワイヤロープ

一百六十六 固定方法

一百六十七 ブレーキ又は制御装置

一百六十八 昇降装置

一百六十九 ワイヤロープ

一百七十 固定方法

一百七十一 ブレーキ又は制御装置

一百七十二 昇降装置

一百七十三 ワイヤロープ

一百七十四 固定方法

一百七十五 ブレーキ又は制御装置

一百七十六 昇降装置

一百七十七 ワイヤロープ

一百七十八 固定方法

一百七十九 ブレーキ又は制御装置

一百八十 昇降装置

一百八十一 ワイヤロープ

一百八十二 固定方法

一百八十三 ブレーキ又は制御装置

一百八十四 昇降装置

一百八十五 ワイヤロープ

一百八十六 固定方法

一百八十七 ブレーキ又は制御装置

一百八十八 昇降装置

一百八十九 ワイヤロープ

一百九十 固定方法

一百五十一 ブレーキ又は制御装置

一百五十二 昇降装置

一百五十三 ワイヤロープ

一百五十四 固定方法

一百五十五 ブレーキ又は制御装置

一百五十六 昇降装置

一百五十七 ワイヤロープ

の規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定を含む。(以下同じ。)により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行った許可等の処分その他の行為(以下「処分等の行為」といふ。)又は地方分権推進整備法の施行の際に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事に対してされている許可等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」といふ。)で、地方分権推進整備法の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定(これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の規定を含む。以下同じ。)により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対してされた申請等の行為とみなす。

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為で、この省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為とみなす。

第四条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の行為とみなす。又は申請等の行為で、この省令の施行の日前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又は職員に対する報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関又は職員に対して報告、届出、提出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

(様式に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の際に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省

令の規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定を含む。(以下同じ。)により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行った許可等の処分その他の行為(以下「処分等の行為」といふ。)又は地方分権推進整備法の施行の際に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事に対してされている許可等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」といふ。)で、地方分権推進整備法の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定(これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の規定を含む。以下同じ。)により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対してされた申請等の行為とみなす。

令による改正後のそれぞれの省令に定める相当の規定による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

第七条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則 (平成二十二年三月三十日労働省令)

第一条 第二号抄

附 則 (平成三十一年六月一九日厚生労働省令)

第一条 第二号抄

附 則 (平成三十一年二月一日から施行する。)

ゴンドラ製造検査申請書		積載荷重 t
種類及び型式	製造許可年月日及び番号	
年月日 第号()		電話()
受検地	受検希望日 年月日 参考事項	
年月日	印紙	
都道府県労働局長		

備考
 1 「製造許可年月日及び番号」の欄の()内には、既に製造許可を受けているゴンドラと型式が同一であるゴンドラについて、その旨を記入すること。
 2 「参考事項」欄は、申請者において記入しないこと。
 3 収入印紙は、申請者において捺印しないこと。

様式第3号
(第4条関係)

ゴンドラ明細書

種類及び型式		積載荷重		t
アームの傾斜角の範囲	度～度	許容下限速度		n/s
回転角度	度～度	構成直角放	レバ	n/s
アームトリガ有無	無	巻上げ用	mm	mm
台車及び走行装置	ヤ	起伏用	mm	mm
機械定格出力	kW	伸縮用	mm	mm
機械用途	ノ	旋回用	mm	mm
安全装置の種類及び性能		ブレーキの種類及び性能	作業時の構造及び重量	
製造者名				
製造者の所在地			運搬着用用	
製造年月日			70mm	
機種号			審査員官職氏名印	

備考

1. 法印を付してある欄は、記入しないこと。
2. 「備考」の欄は、特殊な材料を使用すること、つりチェーンを使用することその他の参考となる事項を記入すること。

様式第4号
(第4条、第6条関係)

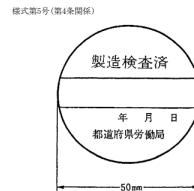
ゴンドラ明細書

局	名	番		号
---	---	---	--	---

備考

1. 局名は、都道府県の略字2字とする。ただし、次の各県については、それぞれに掲げる文字とする。福井県は福井、山梨県は山梨、山口県は山口、愛媛県は愛媛、福岡県は福岡、長崎県は長崎、大分県は大分、宮崎県は宮崎
2. 番号は、製造検査又は使用検査の番号とすること。
3. 文字及び数字の大きさは、縦9mm、横7mmとし、文字及び数字の太さは、0.5mmとすること。

様式第5号
(第4条関係)



備考 中央の空白部には、製造検査の刻印番号を記入すること。

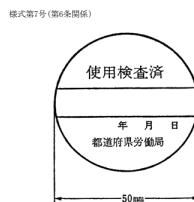
様式第6号
(第6条関係)

ゴンドラ使用検査申請書

種類及び型式		積載荷重	t
ゴンドラの経歴の概要			
受検地	電話()		
受検希望日	年	月	日
年	月	日	参考事項
収入印紙	申請者氏名 住所		

備考

1. 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
2. 収入印紙は、申請者において消印しないこと。



備考：中央の空白部には、使用検査の刻印番号を記入すること

様式第8号（第8条関係）

様式第9号（第8条関係）

様式第9号(第8条各項)		ゴンドラ検査証書 再交付申請書		
種類及び型式		機載荷重		
設置地				
事業の名称				
検査証番号	第	号	製造後又は使用 検査の期日番号	
再交付又は書替えの理由				
年月日				

收入印紙

住 所

都道府県労働局長殿
備考

様式第10号（第10条関係）

様式第10号(第10関係)		
ゴンドラ設置届		
事業の種類		
事業の名称		
事業場の所在地	電話 ()	
設置地		
種類及び型式	積載荷重	t
製造検査又は使用検査の印番号及び検査年月日	第 号	年 月 日
使用目的		
設置工事を行う者の名称及び所在地		

中　月　日

様式第11号(第25条関係)

種類及び型式		検査証番号		機載荷重	t
検査証番号	第 号	検査証の有効期間		年 月 日から 年 月 日まで	
設置地					
受検希望日		年 月 日			
参考事項					

年 月 日

収入

印紙

申請者 住 所
氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 「検査証の有効期間」の欄は、検査証に記載されている最後の有効期間を記入すること。
- 2 設置地と受検地が異なる場合は、「受検希望日」の欄に受検地を併記すること。
- 3 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
- 4 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第12号(第28条関係)

事業の名称		電話()		ゴンドラ変更届	
事業場の所在地		検査証番号	第 号		
設置地		機載荷重	t		
種類及び型式					
変更する部分					
変更の理由					
変更工事を行う者の名称及び所在地				電話()	

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

様式第13号(第29条関係)

種類及び型式		機載荷重		ゴンドラ変更検査申請書	
変更届提出年月日		年 月 日		検査証番号	第 号
受検地					
受検希望日		年 月 日		参考事項	

年 月 日

収入

印紙

申請者 住 所
氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
- 2 収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第14号(第33条関係)

種類及び型式		機載荷重		ゴンドラ使用再検査申請書	
検査証番号	第 号	検査証の有効期間		年 月 日から 年 月 日まで	
設置地					
受検希望日		年 月 日			
休止していた期間		年 月 日から 年 月 日まで			
参考事項					

年 月 日

収入

印紙

申請者 住 所
氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 「検査証の有効期間」の欄は、検査証に記載されている最後の有効期間を記入すること。
- 2 設置地と受検地が異なる場合は、「受検希望日」の欄に受検地を併記すること。
- 3 「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。
- 4 収入印紙は、申請者において消印しないこと。